

第 6 回釧路家庭裁判所家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

12月20日(火)午後1時30分から午後3時10分まで

2 開催場所

釧路家庭裁判所5階第1会議室

3 出席者等

(1) 出席委員

青木富士彦(釧路町役場) 安藤正治(日本放送協会釧路放送局)
津田鉄子(釧路市女性団体協議会) 富樫利弘(釧路市民生委員児童委員協議会)
中園桐代(釧路公立大学) 西村 毅(釧路市連合町内会)
稲澤 優(釧路弁護士会) 藤田信宏(釧路地方検察庁)
片田信宏(釧路家庭裁判所)

(2) 欠席委員

藤井明人(市立釧路総合病院)

(3) 説明者

小池信行(所長) 西田時弘(判事) 空井克憲(事務局長)
杉本正則(事務局長) 塩澤勝夫(首席家裁調査官) 加藤 豊
(家裁首席書記官) 小路法雄(事務局次長)

(4) 庶務

三上泰仁(総務課長) 安藤正樹(総務課長) 菅原 克(総務課課長補佐)

4 議事

(1) 新任委員の紹介

新に家裁委員に委嘱された稲澤優氏(釧路弁護士会弁護士,8月1日付け委員会規則4条2号委員),西村毅氏(釧路市連合町内会副会長,8月8日付け委員会規則4条1号委員)の2人を片田委員長代理が紹介し,それぞれ挨拶した。

(2) 委員長選任,委員長代理指名

委員会規則6条1項に基づき,稲澤委員が委員長に選任され,次のとおり挨拶をした。

「弁護士として,30年以上この釧路地家裁に当事者の代理人としての立場で出入りして来ましたが,今回のように一市民として,どうしたら良い裁判所を作っていけるのかという立場で来たのは初めてです。肩の力を抜いて実質的で実りのある議論をしていきたいと考えますので,どうぞよろしくお願い致します。」

(3) 協議事項1 「補導委託先紹介ビデオの視聴とこれに対する感想,意見等について」

釧路家庭裁判所作成の補導委託先紹介ビデオを視聴した。その後,片田委員から少年審判手続での補導委託の位置づけ及び補導委託させるかどうかにつき一般的メルクマール等の説明があった。

更に、それぞれの委員からの質問に対し、塩澤首席家裁調査官から、釧路管内には、ビデオで紹介したような寝食を共にする補導委託先として4箇所が登録されていること、補導委託先の開拓としては、現在は、公募の方法を採っているが、これまでは家裁調査官等職員が関わったことのある施設等にボランティアとして引き受けてもらえるようお願いして回ることが殆どであったことなどの説明があった。

委員の感想等の要旨は次のとおりである。

委員： すごい人がいるんだなと思った。自然の中で良いことも悪いことも全て受け止めて少年と関わっていく姿勢はすごい。教育とは本来こうあるべきなんだと考えさせられた。

委員： 殆どが無報酬、ボランティアであり、今後新規の委託先として引き受けてくれる人がいるかどうか問題だと思う。

委員： 子供は人と人との関わりの中で色々な経験をして成長していくのが普通であるが、現在は、核家族化が進み、人との接触も減少し経験不足の人が多くにあることから、このビデオのように子供と直に接し、子供の身に付いていない部分を身に付けさせてやるというものが、この補導委託という制度なのではなかろうかと、このビデオを見て思った。

委員： 子供が補導委託先に行った際は、携帯電話を禁止したり、以前の交際を絶たさせ、決して接触させなかったりと、やっていいこととやってはいけないことをきちんと分からせ、かつ平等に扱い、また、少年と同じフロアで寝食を共にし、その中で学ぶべきものがあることを教えていることなど、少年と真剣に向き合っている姿勢にはただただ頭が下がる思いで、私にやれと言われてもできないと思った。

委員： 場所や環境が良かったのであろうと思った。もし釧路であれば、飛び出してしまえば見つける事も難しいであろう。あのような場所だと飛び出してもどこにも行くことができないであろう。

親は子育てについて、殆ど自信がないか親が子供を完全に押さえ込んでしまおうかしているのが多いらしい。子供の希望を聞かないで親が勝手に志望校を決めてしまうという事も聞いている。

委員： ビデオで、絶対に負けない、信頼関係を築くまでは絶対に負けないと言っていたことと、最近の親は、子供よりも親としての自分をまず第1に考えていると話されており、真の教育者とは、このような人なんだろうなと思った。

裁判所： 受託者は、他人の子供であるのに深く関与していく。子供を預かって1箇月は戦いであるが、相対峙して1箇月ぐらいで子供も理解し、自分の方に入ってきてくれると言っており、非常に精神力が強くなければできないと感じた。地味ではあるが、道内でたった一人今回藍綬褒章の受章者としてスポットをあびた事は、裁判所としても嬉しいことである。

(4) 協議事項2 「家庭裁判所における来庁者等の安全確保についての意見交換等について」

杉本事務局長から協議提案趣旨として、市民に開かれた裁判所、利用しやす

い裁判所の実現と市民の安全の確保という観点から、委員の視点で裁判所の来庁者等における安全の確保についてどのように考えているか、どのようにあるべきかについて、意見、感想等をいただきたい旨説明があった。

更に、加藤家裁首席書記官から、安全対策の説明がなされ、具体的な事件に対する危害防止策につき、警備態勢の相当性の問題点等について説明がなされた。

委員の感想等の要旨は次のとおりである。

委員： 聞いていると裁判所も結構危険な所だったんだなと思った。

委員： 裁判所は当事者が多いようだが、当事者以外の者として裁判所に入った者としての感想は、結構、無防備だと思った。私の職場も色々外部の人が出入りするが、身分証明書の提示や業者等の人には名前を記入してもらうなどして、出入りのチェックをしており、ある程度の抑止の効果はある。しかし、性善説に立つとあまり厳重な警備態勢はやりたくないと思うけれども、現代ではある程度の壁を作って対応していかなければならないのではないかと思う。

委員： 私の職場もたくさんの人が出入りするが、何もやっていない。仕事上では色々文句がでたり怒鳴ってくる人もいる。何かあれば、職員が駆けつけて対応することとなるうし、どうやったら危険を防げるかということは私自身も分からないが、犯罪が続くようであれば、空港にあるような持ち物検査用のゲートなんかを採用するしかないのではないかと思う。

委員： 通常の警備態勢は、重大事件等な異常事態警備と違って、できるだけ最大限度内で安全に配慮を心がけて行ってもらい、それ以上の警備態勢は、段階的政策的に考えてもらえればいいのではないかと思う。

委員： この裁判所に初めて入った感想は、ロビーで表と裏の玄関が両方とも開き、随分開放的であり、受付もないし、どこをどう行ったらいいかすら分からないほど自由に立ち入れて、結構、裁判所ってオープンな場所なんだなと思った。しかし、一般市民が来庁したときの身の安全の確保など危機管理は大事である。会社によっては、出入りの際に氏名を記帳させたり、出入り許可のプレートなんかを配布しているところもある。これらは面倒なところもあるけれどもこれからは必要になってくるのではないか。また、警備員が見えるような配備の形であれば抑止力にもなると思うが、それもいっぱいいるとまた物々しくなるし、開かれた裁判所として、自由に出入りできるような工夫をして欲しいと思う。

委員： 私の職場も不特定多数の人が大勢出入りする。特に女子トイレなどの密室になるような場所には、非常ベルの数があまりにも少なく、もっと多く設置して欲しいと常々思っている。外国のある女子高校の敷地には、何メートルおきに照明がつくようにしているとも聞いているが、日本は夜になるとあまりにも早く電気を消してしまう。電気代のこともあろうが、なるべく明るくしてもらいたいし、非常ベルなど各所に設置してもらえればと思っている。

5 次回協議議題

次期委員会の協議テーマ及び次回日程について、特段意見がでなかったため、庶務幹事で日程及び協議テーマの案を提出してもらうことでも了承された。

6 所長挨拶

平成18年1月4日付けで退官する小池信行所長より、次のように退任の挨拶があった。

「昨年4月以来、説明者としてこの委員会に出席させてもらい、個人的には反省する点はありましたが、この会を重ねるにつれて、非常に闊達な運営を皆様方にしていただいたことに深く感謝しております。皆様の御意見を伺っていますと、まだまだ裁判所として配慮が足りないと反省しております。大変御世話になり、ありがとうございました。一言御礼申し上げます。」